

令和7年度 復興庁 「新ハンズオン支援事業」 支援案件公募要項

1. 事業の背景・目的

東日本大震災から14年が経過したものの、被災地域の民間事業者は新たな販路の拡大、新商品開発をはじめとした多くの課題をいまだに抱えており、復興の鍵を握る産業の回復状況は地域や業種により大きく異なっています。

そこで本事業は、被災地域における経営上の課題を抱える事業者等に対して、専門家等を派遣し、その課題の特定及び解決のためのソフト面の支援を行います。

※ハンズオン（hands-on）：現場に出て実地で行う支援活動等

2. 対象事業等

(1) 対象事業者

- ・ 中小企業等の個社であって次の実施体制を有する者
- ・ 中小企業・小規模事業者等を会員とする商工会議所・商工会等の各種団体又は複数の企業等による共同体であって次の実施体制を有するグループ

※ 共同体の場合は、代表となる企業等を定めること。

<実施体制>

- ・ 支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有すること。
- ・ 事業を継続的かつ発展的に展開するための具体的な方向性や将来像を有すること。グループにおいては、取り組む事業の方向性や将来像等への合意形成が図られており、グループを構成する各事業者が本事業への十分なモチベーションを有すること。
- ・ 専門家とともに事業に取り組むチームを設置すること。
- ・ チームの代表は、事業を的確に遂行することができる権限及び能力を有していること。
- ・ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）等の書類提出や事後のアンケート等に応じるなど、支援の効果的な遂行に協力する体制にあること。
- ・ 支援終了後も事業を推進できる体制にあること。グループにおいては構成する事業者間で十分に連携し、自立的に事業化プロセスを進める意欲及び能力があること。
- ・ 支援期間中、リモート打合せなどを通じて、支援を受ける体制、時間が確保できること。

(2) 対象事業

① 対象業種

- ・ 水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル等の観光業、ITサービス業 等

② 対象事業分野

- ・ 売上・利益の拡大等による中長期的な企業の存続に向けて、販路回復・拡大（輸出・海外進出を含む。）、新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化、組織体制強化・人材育成、商業施設の開発・運営、事業承継等を手掛けようとしている事業であって、応募事業者における最優先課題・事業であること。

③ 事業の実施場所

- ・ 支援対象となる事業の実施場所が、原則として岩手県、宮城県は沿岸部の市町村、福島県は全域であること。

※ 法人等の所在地は国内である限り場所は問わない。

④ 事業内容の要件（以下の事項について、採択の際、特に考慮します。）

- ・ 支援後、自己の資金、体制で事業を自走し継続できること。
- ・ 事業を実行するにあたり、経営上の方向性や将来像があるものの、その目的、課題、計画の見極めが必要で、かつその意欲があり、支援による解決が見込まれること。
- ・ 一定の持続的効果（収益増、顧客増、雇用増、人材教育効果等）が見込まれること。
- ・ 実施する地域の産業振興施策と整合性がとれており、地域への波及効果が見込まれること。

※ 地元自治体、団体等と連携して行う事業、又はその予定にある事業を優先します。

※ 過去に復興庁の本事業（令和２年度まで実施していた「被災地域企業新事業ハズオン支援事業」及び「専門家派遣集中支援事業」を含む。）に採択された事業者等は、原則として、令和７年度事業の対象外とします。ただし、事業環境変化等により生じた新たな課題に対して、商工会議所・商工会等の各種団体を主体としたグループで課題解決に取り組む場合において、事業の性質上支援成果を実現するためには複数年の事業とすることが妥当であり、かつ、継続支援により支援成果の見込みが認められる場合に限り、例外として対象となり得ます。

3. 採択後の支援内容

支援案件ごとに事務局が適切な専門家を選定した上で事業者派遣します。派遣

された専門家は、速やかに事業者とともに真の課題を特定し、優先順位の高い解決すべき課題に即した支援計画を作成します。支援計画を事務局及び復興庁が確認した後、専門家が支援計画に基づき、必要な調査や助言指導、実務支援などを行い、事業者とともに課題解決に向けた取組を実施します（支援期間：原則として令和8年（2026年）1月末まで）。

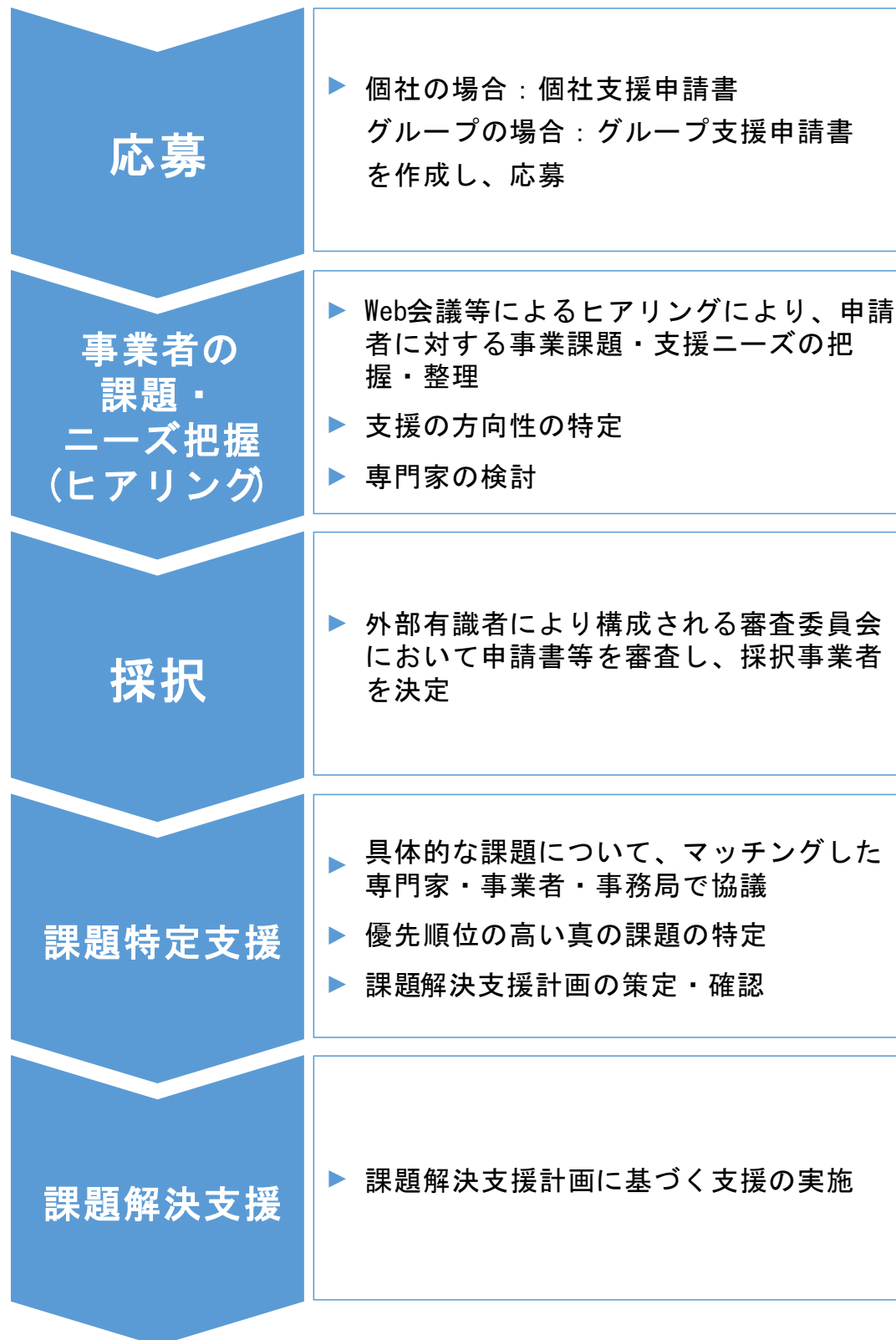
本事業の主な支援分野の例は以下のとおりです。

- ・ 販路回復・拡大（輸出・海外進出含む）
- ・ 新商品・サービスの開発
- ・ 既存商品の高付加価値化
- ・ 生産性向上・効率化
- ・ 組織体制強化・人材育成
- ・ 商業施設の開発・運営
- ・ 事業承継

本事業は、専門家等を派遣し、事業者等の課題の特定及び解決を行う支援であるため、支援対象経費は支援計画で設定する以下の経費です。

- ・ 専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費 等
- ※ 広報ツールの作成等、課題解決のための支援を行うにあたり付随する経費については、対象となる場合があります。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

(参考：応募から採択・支援までの流れ)



4. 募集期間

令和7年（2025年）4月10日（木）から令和7年5月9日（金）17時まで

5. 応募方法

以下の資料を添付のうえ、応募書類提出先までメールで提出してください。

1. （個社単位で応募の場合）個社支援申請書
2. （グループ単位で応募の場合）グループ支援申請書
3. 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書等）
※決算報告書を作成していない場合は、決算報告書に準じた書類
※商工会議所・商工会等の各種団体の場合は、ご相談下さい。
4. 申請者概要が分かる書類や支援を受けたい事業、商品の概要が分かる書類
（企業、商品のパンフレットやチラシ等がある場合に併せてご提供ください。）

なお、応募にあたっては、応募者に対し、必要に応じてWeb会議等による応募内容のヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

（応募方法に関するお問合せ・応募書類提出先）

「産業復興支援事業」事務局

TEL 03 - 6811 - 2434（平日10:00～17:00）

メールアドレス

reconstruction_support_team@sangyofukkou.jp

6. 採択

外部有識者により構成される審査委員会において、提出された「個社支援申請書」又は「グループ支援申請書」を審査し、採択する事業者を決定します。

7. その他留意事項

- （1）今回提出していただいた応募書類等は、本件のみに使用することとし、返却しませんのでご注意ください。応募・支援に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する復興庁、事務局、専門家（以下、「復興庁及び事務局等」という。）に本事業の実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。個人情報を含む情報は事前の承認なく復興庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。支援においては、専門家及び必要に応じて復興庁、事務局のメンバーが同席しますが、守秘義務を有しており、機密情報は適切な手段・方法で保護されます。
- （2）事業者名及び支援対象事業の概要、支援内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること（原則として、事業者の同意

を得ずに事業者を特定し得る形で公表することはありません）、他被災地における復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募してください。

- （３）同一の支援内容で、国、地方公共団体等による他の専門家派遣事業と重複して支援を受けることがないようにしてください。
- （４）支援事業者が事業を実施する場合には、所要の手續や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- （５）申請内容に虚偽があった場合や、支援を受けるのに不適切であると復興庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で中止することがありますのでご注意ください。
- （６）本事業に関して、復興庁及び事務局等が、支援事業者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
- （７）以下に示す暴力団もしくは関連団体等との関係性を有している場合には本事業の採択を受けることはできません。
 - ・法人等（個人又は法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
 - ・法人等の役員等（個人である場合はその者をいう。以下同じ。）が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ・法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ・法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している。
- （８）ご不明な点がある場合は、上記お問合せ先までお問い合わせください。